

第2号様式(表面) (別添1の5-1(2)関係)

自なに 第30号

平成28年12月16日

日本フルハーフ株式会社 殿

独立行政法人自動車技術総合機構
近畿検査部なにわ事務所長

改造概要等説明書(改造自動車審査結果通知書)

(指示事項)

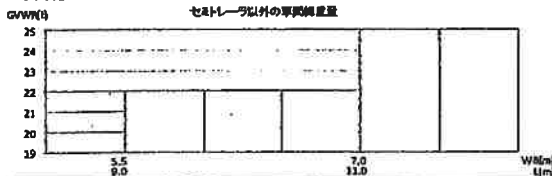
- ・ 現車審査の際は本紙を提示すること。
- ・ 本改造は、車台番号『DFPDG241A-72019, 72020』の2台に限定する。
- ・ けん引車は日野 QPG-SHIEDDG(第5輪1.5t)で検討した。
- ・ 複数台届出とする。なお、当該通知書の写しは交付できない。
- ・ 新規検査等の受検前には、別途、審査事務規定4-13に基づく届出を行うこと。

主要諸元比較表

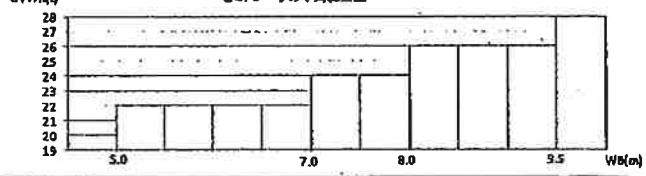
標準車橋の類別等を記載する。(0355)

項目	標準車	改造車	基準・限度	項目	標準車	改造車	基準・限度	
車名	フルハーフ	←		乗車定員人	-	-		
型式	DFPDG241A	DFPDG241A改		最大積載量 kg	22500	22200		
自動車の種別	普通	←		車両重量 kg	前前軸重	9335	11495	≤10t (13060kg)
用途	貨物	←			前後軸重	-	-	≤10t (kg)
車体の形状	セミトレーラ	コンテナセミトレーラ			後前軸重	9310	8580	≤10t (14400kg)
燃料の種類	-	-			後後軸重	9305	8575	≤10t (14400kg)
原動機の型式	-	-			計	27950	28650	≤36t (38040kg)
乾燥質量又は定格出力	-	-			最大安定傾斜角度°	左 49	※ 51	一般≥35° その他≥30°
長さ m	12.625 (11.990)	12.590 (11.990)	≤13m	タイヤサイズ	前前軸	-	-	(kg)
幅 m	2.490	2.495	≤2.5m		前後軸	-	-	(kg)
高さ m	1.435	1.520	≤3.8m		後前軸	11/70R22.5-14	265/1022.5 (107/1.3)	(10000 kg)
軸距 m	8.190+1.360 = 9.550	9.190+1.360 = 10.550			後後軸	11/70R22.5-14	265/1022.5 (107/1.3)	(10000 kg)
	前軸	-	-		前輪荷重割合	空車	-	-
室内又は荷台の内側の寸法	長さ m	12.490	-		積車	-	-	≥20%
	幅 m	2.470	-		リヤ・オーバーハング m	2.440	1.440	≤2/3L (7.033m)
車両重量 kg	前前軸重	1410	1890		荷台オフセット m	3.125	4.270	
	前後軸重	-	-		最小回転半径 m	-	※ 11.6	≤12m
	後前軸重	2020	2280					
	後後軸重	2020	2280					
計	5450	6450						

車両総重量・軸重等の基準



セミトレーラの車両総重量



隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満(1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	kg ≤ 18t	kg ≤ 20t	17155kg ≤ 19t

能力強度等検討書

制動能力	踏力	N	km/h	m	車軸強度	σ ₁ /σ	/	σ	≥1.6
	空気圧	kPa			操縦装置強度	σ ₁ /σ	/	σ	≥1.3
推進力	回転数	kg/Np	/		緩衝装置強度	σ ₁ /σ	/	σ	≥1.6
	強度	σ ₁ /σ	/		制動装置強度	σ ₁ /σ	/	σ	≥1.3
車軸強度	σ ₁ /σ	490	/	236.4	連結装置強度	σ ₁ /σ	/	σ	≥1.6
	σ ₁ /σ	325	/	236.4					≥1.3

- 注1: 能力検討欄は、該当しないものは-、省略したものは×を記入すること。
- 注2: 指示事項欄又は能力強度等検討書欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。
- 注3: 現車審査の際は、改造自動車審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図及びその他特に指示された資料を提示すること
- 注4: ※印は 日野QPG-SHIEDDG 型トラックと連結時の計算値を示す。
- 注5: 長さ()内の数値は、連結装置の中心(キングピン位置)から車軸後端までの水平距離を示す。

S-6157

第2号様式(裏面) (別添1の5-1(2)関係)

改造等の概要

目的	コンテナ輸送を可能とするため、車枠及び軸距を変更する
車枠及び車体	軸距間の車枠、前部フレーム断面高さを280mmより180mmに変更する 軸距間の車枠、段差部フレーム寸法を1375mmより995mm、380mmに変更する 軸距間の車枠、断面高さ550mmの部分の長さ寸法を4485mmより5485mmに変更する 後部車枠、断面高さ410mmの部分の断面高さを355mmに変更する 最遠軸距を9.550mより10.550mに変更する
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	
操縦装置	
制動装置	
緩衝装置	
連結装置	
燃料装置	
電気装置	

注1: 変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。

注2: 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)に基づく勧告、命令を受ける場合があります。(第57条の2、第63条の2、第63条の3関係)

